

# 第4次厚木市子ども読書活動推進計画の策定方針

## 1 計画策定の趣旨

平成30年4月に計画期間をおおむね5年間として策定した「第3次厚木市子ども読書活動推進計画」(以下「第3次計画」という。)の計画期間が満了を迎えることから、令和6年度を始期とする「第4次厚木市子ども読書活動推進計画」(以下「第4次計画」という。)を策定するに当たり、基本的な方針を定めるものです。

## 2 計画策定の背景と目的

本市では、平成13年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国や県の計画を踏まえ、平成19年4月から、おおむね5年ごとに計画を策定し、子どもの読書活動を推進するための読書環境の充実に取り組んできました。

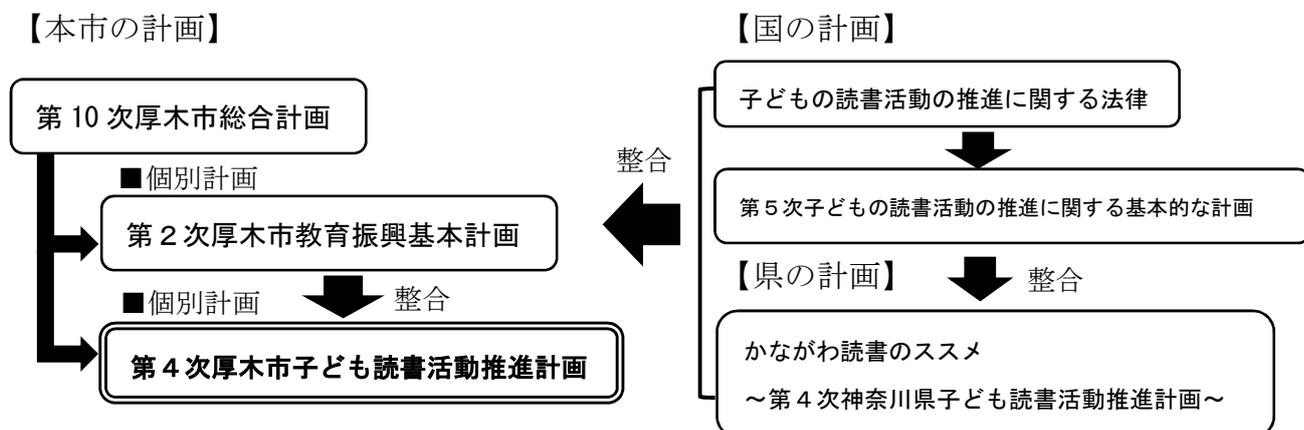
近年、急速な少子高齢化や人口減少への転換、共働き世帯の増加など、子どもを取り巻く社会環境も大きく変化し、学校生活においても、インターネットやスマートフォン等の情報通信機器の急速な普及により、友達とのコミュニケーションの取り方が急速に変化しています。この変化にもかかわらず、子どもたちの読書活動は、人生をより豊かに生きていくため欠かせないものであり、パソコンやタブレット端末等の電子機器を活用するなど、デジタル社会に対応した読書活動の推進も重要な課題となっています。

第4次計画は、国や県の計画と整合を図り、第3次計画の課題、社会環境の変化を踏まえながら、より一層の子ども読書活動を推進するため計画を策定します。

## 3 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づく「市町村子ども読書活動推進計画」として策定するとともに、第10次厚木市総合計画における「夢や希望を持ち、自己実現ができるまち」分野の個別計画として位置付けるものです。

策定に当たっては、国の「第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」や県の「かながわ読書のススメ～第4次神奈川県子ども読書活動推進計画～」を踏まえ、第2次厚木市教育振興基本計画と整合を図り策定します。



#### 4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から5年間とします。

#### 5 計画の対象

0歳から18歳までの子どもとその保護者、子どもの読書活動に関わる全ての市民、地域、学校、行政、関係機関等を対象とします。

#### 6 子ども読書活動に関するアンケート調査結果（小・中学生対象）

(1) 1か月の間に本を1冊も読まない子どもの全体に占める割合（不読率）

	小学2年生	小学4年生	小学6年生	中学2年生
今回調査（R4）	4.2%	15.5%	16.8%	16.6%
前回調査（H29）	2.8%	5.1%	6.1%	12.0%

※前回の調査と比較すると、小・中学生ともに不読率が増加しており、小学4年生と小学6年生の不読率の増加率が高くなっています。

(2) 読書が好きな子どもの全体に占める割合

	小学2年生	小学4年生	小学6年生	中学2年生
今回調査（R4）	77.2%	65.2%	61.1%	49.4%
前回調査（H29）	77.9%	68.8%	63.9%	60.5%

※前回の調査と比較すると、小学生の割合に大きな変化はありませんが、読書が好きな中学生の割合が低下しています。

#### 7 第3次計画の課題

(1) デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化の進展を踏まえ、情報活用能力を育むとともに、電子書籍等を活用していく取組が必要です。

(2) 子どもの不読率低減に向けた継続した取組の実施

不読率の低減に向け、乳幼児から読書の習慣化を図り、成長や発達段階に対応した施策を実施しましたが、今後も継続して不読率低減に取り組む必要があります。

(3) 社会全体（家庭・地域・学校・ボランティア団体等）の連携・協力体制の充実

子ども読書活動をさらに推進するためには、家庭、地域、学校、ボランティア団体、その他関係機関が連携して継続的に情報提供や事業展開を行うことが求められています。そのためには、関係各課が課題や具体的施策について、共通理解し、連携・協力体制を強化していくことが必要です。

(4) 学校図書館と図書館の連携・協力体制の強化

成長に伴い読書傾向が変わっていく時期に読書離れを生じさせないようにするためには、学校では、読書について適切なアドバイスを行う専門職員（学校司書等）をより充実させることが必要です。また、学校図書館と図書館の連携・協力体制を強化していく取組が必要です。

## (5) 多様な子どもたちに配慮した読書環境の整備

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第 49 号）、いわゆる読書バリアフリー法の施行を踏まえ、より一層、誰でも使いやすい図書館を目指す必要があります。読書環境の整備・充実に当たっては、図書館を利用しにくかった子どもたちの多様なニーズにも配慮する必要があります。

## 8 計画策定に当たり考慮すべき事項

計画策定に当たっては、国や神奈川県計画や、第3次計画の課題等を踏まえ、審議会、庁内委員会等で検討した、次の項目を考慮して進めます。

- (1) 子どもを取り巻く社会環境の変化に対応した施策の実施
- 新 (2) デジタル社会に対応した取組の実施（電子書籍、GIGAスクール端末）
- (3) 子どもの不読率低減に向けた取組の実施
- (4) 子どもの視点に立った読書活動の推進
- (5) 子どもの発達段階に応じた取組の実施
- (6) 社会全体（家庭・地域・学校等）で子どもの読書活動を推進するための連携・協力
- 新 (7) 学校図書館と図書館の連携・協力体制の強化
- 新 (8) 多様な子どもたちの読書機会の整備・提供
- 新 (9) 持続可能な開発目標（SDGs）の考えを取り入れた取組の実施
- 新 (10) 新しい複合施設を見据えた読書活動の推進

## 9 策定の手法と市民参加

第4次計画の策定に当たっては、子ども読書活動に関わる庁内関係部署で構成する厚木市子ども読書活動推進委員会及び公募による市民、学識経験者、学校教育や社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者によって構成される厚木市図書館協議会において検討します。

また、ワークショップの開催及びパブリックコメントの実施により、市民の皆様の意見を反映させた計画を策定します。

## 10 進行管理

第4次計画の策定後は、同計画を着実に推進するため、厚木市子ども読書活動推進委員会及び厚木市図書館協議会において、施策の進捗状況を把握し、実施結果について検証を図り、新たな施策の検討等を行います。

## 11 策定スケジュール

策定のスケジュールについては次のとおりとします。

日程	取組内容
令和5年3月	策定方針（案）の検討
令和5年9月	ワークショップの開催
令和5年10月	計画（案）の作成
令和6年1月	パブリックコメントの実施
令和6年3月	計画の策定